

申請

平成 26 年 4 月 11 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

岩手県知事
達増 拓也

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 25 年 10 月 21 日付け指示のうち、記の 1 に記載されている県の定める管理計画については、平成 26 年 2 月 20 日付けで一時取り下げしたところですが、管理計画を再検討し、実施できる態勢が整いましたので、再提出します。

出荷制限区域において産出された大豆に関する岩手県管理計画

岩手県（以下「県」という）は、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過する大豆が流通しないよう、原子力災害対策本部長から大豆の出荷制限の指示があった区域（以下、「対象区域」という）において生産された大豆について、本計画に基づき管理を行う。

市町村は、対象区域において生産された大豆について、本計画及び対象区域の市町村が定めた管理計画に基づき管理を行う。

1 本計画の対象区域

本計画の対象区域は、一関市旧磐清水村とする。

2 全袋検査前的大豆の流通防止

県及び対象区域の市（以下、「市」という）は、関係機関・団体等と連携の上、本計画及び市の管理計画の内容について、生産者や集出荷団体、産直施設等に対して周知を図る。特に、対象区域内で生産された大豆が、放射性物質の検査を受け、基準値以下であることが確認される前に出荷、販売、譲渡及び贈答されないよう、生産者や集出荷団体、産直施設等に対し周知徹底を図る。

3 生産物の管理

(1) 管理台帳の整備

市は、毎年大豆の作付前に、大豆（自家消費を含む）を作付する全ての生産者を把握し、生産者名、生産者住所、品種（種類）別の作付面積、生産予定数量、出荷・自家消費用の区分、出荷予定業者等を記載した管理台帳を整備する。

(2) 生産予定数量等の把握

市は、地域農業再生協議会等と連携して、当該年産に係る営農計画書及び出荷販売契約書等により、大豆作付面積及び生産予定数量等を確認し、必要に応じ管理台帳を更新する。

(3) 作柄状況等の把握

市は、県とともに、大豆圃場を巡回し作柄状況等を把握するとともに、生産者に収穫予定日等を確認し、管理台帳に記載する。

(4) 生産量全量の把握

市は、収穫予定日より前に、全生産者から収穫日及び調製終了日を確認するとともに、各生産者の調製終了後、直ちに当該生産者の保管場所を現地確認し、大豆袋別に計量のうえ実際の生産量の全量を把握し、管理台帳に記載する。

(5) 全量全袋の識別管理

市は、大豆が検査を受けずに出荷、販売、譲渡及び贈答されないよう、通し番号及び未検査である旨、ラベル等を付して全袋を識別管理するとともに、袋別に出荷・自家消費用の区分、出荷又は消費予定日等を確認し、管理台帳に記載する。

(6) 収量が著しく少ない生産者の確認

市は、未検査の大豆が流通することを防ぐために、生産量が地域の平均的な収量と比較して少ない場合は、作柄状況等を管理台帳で確認したうえで、過去3年間の大豆の作付面積や収穫量、出荷先へのお荷量、経営所得安定対策の加入・支払状況、現地確認結果、作柄が不良となった事情などを別途確認し、管理台帳に記載する。

(7) 管理台帳の提出

市は、生産情報等を管理台帳に整備・更新した段階で、県に管理台帳の写しを提出する。

県は、市から提出された管理台帳の内容について確認し、必要に応じて修正や追加情報の整備を求める。

4 放射性物質検査の実施

(1) 検査計画の作成等

市は、管理台帳のデータに基づき、全袋の検査計画を策定し、県に提出する。

県は、市から提出された検査計画に基づき、分析要望表を作成し、検査機関と調整を図りながら、検査日や搬送方法等を決定し、市に通知する。

(2) 検査の実施

市は、あらかじめ指定された検査期日に合わせて検体を採取し、あらかじめ分析依頼表を提出するとともに、指定された検査機関に検体を送付又は直接搬入する。

検査機関は、分析依頼表に基づき、搬入された検体をゲルマニウム半導体検出器により検査を実施し、県に結果を報告する。

(3) 検査結果の確認と報告

県は、検査機関から検査結果のデータ提出を受けた場合、検査に供した全ての大豆の検査が行われていることを確認し、速やかに国及び市に報告する。

市は、県からの検査結果を速やかに管理台帳に記載するとともに、全ての生産者の大豆が放射性物質の検査が行われているか台帳で確認する。

(4) 検査結果の公表

県は、検査の結果について、報道機関や県ホームページ等を通じて公表する。

5 放射性物質の検査が終了した大豆の取扱い

市は、対象区域の全袋検査の終了後に、基準値以下であることが通知された袋単位の大豆について、検査済であることが明確になるようにラベル等で区分するとともに、出荷・販売等が可能となったことを速やかに生産者に通知する。

なお、基準値を超過した大豆が発生した場合、市は速やかに生産者に通知し、該当する袋単位の大豆を、市の管理の下で確実に隔離して保管する。

6 基準値を超過した大豆の処分

(1) 大豆の処分

県は、市に対して基準値を超過した大豆について、市の管理計画に基づき適正に処分するように指導する。

市は、基準値を超過した大豆を、焼却処分などの適正な方法により処分する。

(2) 管理台帳による確認

市は、基準値を超過した大豆がすべて適正に処分されたことを確認後、管理台帳に記載し、県に報告する。

県は、管理台帳に基づき市の処分状況を確認する。

一関市大豆管理計画

1 本計画の管理対象区域

一関市旧磐清水村

2 全袋検査前的大豆の流通防止

一関市（以下、「市」という）は、関係機関・団体等と連携して、対象区域で生産された大豆が、放射性物質の検査を受け、基準値以下であることが確認される前に出荷、販売、譲渡及び贈答されることがないように、下記の事項について徹底して取り組む。

(1) 生産者への対応

対象区域内で大豆を生産する全生産者（経営主だけでなく世帯員全員）に対し、本計画に基づく全袋検査により基準値を超えていないことが確認されたもの以外出荷できないことを対面及び文書通知等により周知徹底する。

(2) 集出荷業者等への対応

一関市農業再生協議会等と連携して、過去3年間に係る営農計画書及び出荷販売契約書等も活用しながら、対象区域内で生産された大豆の出荷実績のある業者及び出荷の可能性のある集出荷業者等をもれなく把握し、集出荷業者等リストを作成する。そのうえで、リストに記載されている全集出荷業者等に対し、受入製品の生産地等を必ず確認し、本計画に基づく全袋検査により基準値を超えていないことが確認されたもの以外は受入できないことを文書通知等により周知徹底する。

(3) 出荷の可否に係る問合せ等への対応

当該区域における大豆出荷の可否に係る問合せ等に対しては、区域外に居住する生産者による当該区域内での生産など、出荷制限の範囲及び管理台帳の内容等を的確に把握している必要があるため、必ず直接の担当者が回答するよう担当課内職員に周知徹底する。なお、直接の担当者が不在の場合にも、受付者は、問合せに対しその場で回答することはせず、問合せ内容等を担当者に引き継ぎしたうえで、必ず直接の担当者から回答することとする。

3 生産物の管理

(1) 管理台帳の作成

市は、毎年大豆の作付前に、対象区域内に農地を有する全農家から大豆生産計画書を徴収することで、大豆（自家消費を含む）を作付する全ての生産者を把握し、生産者名、生産者住所、品種（種類）別の作付面積、生産予定数量、出荷・自家消費用の区分、出荷予定業者等を記載した管理台帳を作成する。

(2) 生産予定数量等の把握

市は、一関市農業再生協議会等と連携して、当該年産に係る営農計画書及び出荷販売契約書等により、大豆作付面積及び生産予定数量等を確認し、必要に応じ管理台帳を更新する。

(3) 作柄状況等の把握

市は、一関農業改良普及センターとともに、大豆圃場を巡回し作柄状況等を把握するとともに、生産者に収穫予定日等を確認し、管理台帳に記載する。

(4) 生産量全量の把握

市は、上記(3)において把握した収穫予定日より前に、全生産者から訪問又は電話により、収穫日及び調製終了日を確認するとともに、各生産者の調製終了後、直ちに当該生産者の保管場所を現地確認し、大豆袋別に計量のうえ実際の生産量の全量を把握し、管理台帳に記載する。

(5) 全量全袋の識別管理

市は、上記(4)において把握した大豆が検査を受けずに出荷、販売、譲渡及び贈答されることが

ないように、通し番号及び未検査品・出荷不可である旨、ラベル等を付して全袋を識別管理するとともに、袋別に出荷・自家消費用の区分、出荷又は消費予定日等を確認し、管理台帳に記載する。

(6) 収量が著しく少ない生産者の確認

市は、未検査の大豆が流通することを防ぐために、(4)において把握した生産量が地域の平均的な収量と比較して少ない場合は、(3)において把握した作柄状況等を管理台帳で確認したうえで、過去3年間の大豆の作付面積や収穫量、出荷先への出荷量、経営所得安定対策の加入・支払状況、現地確認結果、作柄が不良となった事情などを別途確認し、管理台帳に記載する。

4 大豆の放射性物質の検査（全袋検査）

(1) 大豆の放射性物質検査の実施

市は、県等と連携して、管理台帳のデータに基づき、検査点数、検査時期等を内容とする検査計画を策定し、当該計画に基づき、上記3(4)において把握された生産量の全袋について、放射性物質検査を実施する。

(2) 管理台帳による確認

市は、上記3(4)において把握された生産量の全袋について、放射性物質検査が行われているか、管理台帳で確認する。

(3) 全袋検査が終了した大豆の取扱い

市は、対象区域の全袋検査の終了後に、基準値以下であることが通知された袋単位の大豆について、検査済であることが明確になるようにラベル等で区分するとともに、出荷・販売等が可能となったことを速やかに生産者に通知する。

5 基準値を超過した大豆の処分

(1) 処分の考え方

市は、上記3(4)において把握された生産量の全袋のうち基準値を超過した大豆の数量を確認し、隔離保管した上で、焼却処分などの適正な方法により処分する。

(2) 管理台帳による確認

市は、処分後、上記3(4)において把握された生産量の全袋のうち、基準値を超過した大豆がすべて処分されているか、管理台帳で確認する。

